

第4回事業系ごみ専門部会
議事録（概要）

1 開催日時 平成30年8月3日（金） 14:00～15:45

2 会場 708会議室

3 出席者

（1）委員・・・4名

森島部会長、南委員、石塚特別委員、須藤特別委員

（2）事務局・・・7名

谷澤経済環境部次長、小川環境課長、吉沢課長補佐、
濱田主幹、倉橋係長、音道主事、三村非常勤特別職

4 傍聴者 1名

5 議事

（1）事業系ごみ減量化策について

発言者	発言要旨
部会長	「(1) 事業系ごみ減量化策について」に関して、事務局の説明を求める。
事務局	～資料に基づき説明～
部会長	「1 ごみ減量意識の高揚（啓発）(1) 事業系ごみ適正処理パンフレット」について委員の意見を求める。
委員	食品衛生責任者講習会は2年に1度であり、次回は来年の6～7月頃となる。保健所から通知が来る。
部会長	お店を開店する際は飲食店組合に報告があるのか。
委員	飲食店組合は任意団体のため、営業の際は保健所に申請して営業許可をもらう。
部会長	保健所からの連絡はないのか。
委員	ない。したがって、食品衛生協会にお声掛けしてもらった方が幅広く周知が可能。
部会長	飲食店組合が任意団体である以上、周知不足が懸念される。
委員	飲食店組合では指導もしているが、加入していない店舗もある。
部会長	商工会議所との連携は。
委員	事務委託をしており、商工会議所内に事務局がある。 飲食店組合には約165店舗が加盟しているが、実際は海老名市内に10倍以上は飲食店があると思われる。
部会長	ごみ処理のルールを守らない人が問題。 適正処理をPRしていくために食品衛生協会や保健所から海老名市内の飲食店の店舗データを提供してもらうのは可能か。

委員	カウンターにパンフレットを配架してもらう方法もある。
事務局	全ての事業所を対象とするのであれば、保健所の方が漏れなく周知はできるということか。
委員	保健所の方が周知可能と考える。
事務局	例えば、保健所からの許可が下りるタイミングでパンフレットの配布が出来るのであれば、より幅広く周知できるのではないか。
部会長	併せて、外国籍のパンフレットも必要と考える。
委員	事務所等で飲み食いした際の生ごみやお弁当ガラも事業系一般廃棄物となるのか。
事務局	お見込みのとおり。量に関わらず、事務所で発生するごみは自己処理となる。
部会長	「1（1）事業系ごみ適正処理パンフレット」についてはここまでとし、次の「（2）講習会や学習会の実施」について委員の意見を求める。
委員	<p>他市では、許可更新時に講習会を受講しないと必要書類をもらえない自治体もある。海老名市も義務付けをした方が良い。</p> <p>過去、異物の混入により焼却炉が稼働停止になるケースもあった。炉が停止して困るのは排出事業者や収集運搬業者のため、実情を把握する必要はある。</p> <p>一方、排出事業者をどこまで周知するのが課題。平成 26 年度の講習会では、排出事業者が多量排出事業者に限定されていた。</p> <p>まずは、パンフレット等で周知するしかないと思うが、講習会を受けることでメリットとなる何かを設けてはどうか。</p>
部会長	講習会に出席しない許可業者に対するフォローは必要。
事務局	家庭系の説明会では、外国籍への指導の方法の一つとして、不動

	産管理会社と連携すべきという意見があった。指導や啓発という点では事業系の減量化策にも繋げられるのではないかと思う。
部会長	それでは、「1 ごみ減量意識の高揚（啓発）」では、（1）適正処理パンフレットの配布方法として、保健所や不動産会社との連携という内容を新たに盛り込むこととする。
部会長	続いて、「2 排出事業者指導」について、委員の意見を求める。
委員	飲食店にコンポストを置いている事業所があるが、臭いがするという意見が出ている。
事務局	コンポストは投入量や投入物、季節や手間のかけ方等によって臭いがするかどうか差が出ると思われる。
事務局	産業廃棄物については県が所管のため、市で持っている情報が少ない。指導を行う際は、産廃の所管である神奈川県や収集運搬業者に同行してもらう方法もある。
部会長	ごみの量によっても指導は異なる。 生ごみは生ごみ処理機等の活用により自己処理してもらうのが望ましいと考える。
事務局	指導の対象は全事業所としているが、減量が見込める事業所を絞り込むに当たって優先順位を設ける場合、どのような事業所が挙げられるかご意見を伺いたい。
部会長	少量排出事業所をターゲットとすべきではないか。
事務局	業種はどのようなものが挙げられるか。
部会長	小規模で飲食店を優先とすべきではないか。 家庭のごみ集積所に排出されることは避けたい。
事務局	多量排出事業所は、分別も管理もしっかりしている印象。業種や規模によって指導の方法は異なるため、的を絞って指導する必要

	がある。
部会長	小規模の飲食店を指導のターゲットにしていく方法でよろしいか。
委員	～異議なし～
事務局	多量排出事業所に対しても、何もしないのではなく、一定の働きかけを行い、減量への共通認識を持ってもらう必要がある。
部会長	多量排出事業所にも書面等で減量の通知をする必要がある。
事務局	多量排出事業所に組成分析をするように促す方法もある。 業種によっては古紙の混入も見られる。分別により事業所のコストの削減にも繋がる。
部会長	「2 排出事業者指導」については、少量排出事業所の飲食店をターゲットとして指導を行うものとし、また、多量排出事業所についても、何も対応せずに見過ごすのではなく、文書による通知又は組成分析等により減量を促す、という整理でまとめてよろしいか。
委員	～異議なし～
部会長	では続いて「3 支援策（1）少量排出事業所の指定袋制度」について、委員の意見を求める。
部会長	他市では20ℓ、40ℓの袋があるというお話だったが、少量排出事業所であれば10ℓでも十分に思える。
委員	スナック等ではごみの量が多くない。10ℓ袋でも足りる事業所もある。
部会長	複数サイズのごみ袋を設ける必要がある。
委員	これを導入するとなった場合、市の収集頻度に合わせるということが良いか。

事務局	お見込みのとおり。他市では、市の収集に合わせて週2回程度の収集が一般的。
委員	ごみが少ない事務所は助かると思う。少量排出事業所と許可業者との契約形態は、ごみが溜まったら連絡をしてもらうように案内しているが、その都度連絡するのも煩わしく感じていると思う。
事務局	他市の事例では、燃やせるごみの他、段ボールやミックスペーパー等の資源物も収集しており、燃やせるごみと比べ、資源物の方が安い手数料となっている。減量効果も現れている。
委員	導入するとした場合、9.6円/lの価格帯になるのか。
事務局	<p>試算ではあるが、海老名市の収集運搬・処分経費から、処理費用を全額負担してもらうことを想定した場合、9.6円/lとなった。</p> <p>自治体によって資源物の収集品目も様々なため、どこまでの資源物を対象とするのか、精査は必要と思われる。</p>
事務局	導入した場合、収集運搬業務への民業圧迫という観点ではどうか。
委員	<p>やりすぎてしまうのは良くないが、1つの判断基準として、指定袋の処理手数料と、条例で決められている収集運搬業者の上限(42円/kg)との比較がある。</p> <p>排出事業者としても、多少割高でも便利に感じるはず。</p>
事務局	収集運搬業者との価格差は必要であり、答申にもそのような内容を盛り込む必要があるということか。
委員	盛り込む必要がある。
事務局	1回に2袋程度であれば問題ないという整理で良いか。
委員	問題ないと考える。

事務局	<p>藤沢市の実績から想定事業所数を算出させていただいたが、仮に導入するとした場合、利用実態を確認するうえでもアンケートの実施は必要と考えている。</p> <p>アンケートの対象は幅広い業種を対象とすることで良いか。</p>
委員	<p>民業圧迫の整理という意味では、それと併せて収集運搬業者にもお話を聞く必要がある。</p>
事務局	<p>収集運搬業者には少量排出の実態も聞く必要があるのではないか。</p>
委員	<p>「少量排出事業所も回収しているか」「1事業所1回あたり最低何袋あれば収集しているか」という質問が良いのでは。</p>
事務局	<p>一般的な契約方法としては袋収集が主流なのか。</p>
委員	<p>重量に応じた契約や袋単位の契約もあるが、月額契約が一般的と思われる。</p> <p>月額契約はごみ量が多いと採算が合わなくなる。</p>
事務局	<p>「少量排出事業所」の基準となる線引きは難しい。</p>
部会長	<p>「3支援策（1）少量排出事業所の指定袋制度」についてはここまでとし、続いて「3支援策（2）生ごみ処理機の活用」について、委員の意見を求める。</p>
事務局	<p>飲食店組合に加盟している約165店舗の内訳は。</p>
委員	<p>レストラン、居酒屋、スナック、バー等である。</p>
事務局	<p>アンケートの対象として、飲食店組合に依頼するのはどうか。</p>
委員	<p>9月に理事会があるため、そこでお諮りいただくことになる。承認が得られれば各地区の役員が配ることになる。生ごみ処理機のチラシも同封すれば分かり易いと思う。</p> <p>しかし、回答から回収までとなるとかなりの時間がかかる。</p>

事務局	提出については、返信用封筒を同封して市に提出してもらう方法が良いと考える。 アンケートの内容についてもご意見いただきたい。
委員	業種（レストラン、居酒屋等）やエリアがあると分かり易い。
部会長	同封の生ごみ処理機のチラシにサイズが書いてあれば分かり易い。
部会長	「3 支援策（2）生ごみ処理機の活用」についてはここまでとし、本日の審議を終了とする。
事務局	次回の専門部会では、さらに答申に向けた整理を行っていく。